

○山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成25年2月27日

議会規程第1号

改正 平成29年3月30日議会規程第1号

令和3年9月15日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付の対象)

第2条 基準日（条例第3条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該基準日における条例第3条第1項の所属議員に含まないものとする。

2 基準日において、無所属議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなるときは、当該基準日の属する月分の政務活動費は交付しない。

3 基準日において、市議会の解散があった場合は、当該基準日の属する月分の政務活動費は交付しない。

(会派に対する政務活動費の交付申請等)

第3条 条例第4条第1項の規定による会派に対する政務活動費の交付申請は、様式第1号により行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による会派に対する政務活動費の交付決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

3 条例第4条第3項の規定による会派に対する政務活動費の交付請求は、様式第3号により行うものとする。

(会派に対する政務活動費の交付の変更申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による会派に対する政務活動費の交付の変更申請は、様式第4号により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による会派に対する政務活動費の交付の変更決定

の通知は、様式第 5 号により行うものとする。

3 条例第 5 条第 3 項の規定による会派に対する政務活動費の変更交付請求は、様式第 6 号により行うものとする。

(会派の変更の届出)

第 5 条 条例第 6 条の規定による会派の変更の届出は、様式第 7 号により行うものとする。

(無所属議員に対する政務活動費の交付申請等)

第 6 条 条例第 10 条の規定により準用される条例第 4 条第 1 項の規定による無所属議員に対する政務活動費の交付申請は、様式第 8 号により行うものとする。

2 条例第 10 条の規定により準用される条例第 4 条第 2 項の規定による無所属議員に対する政務活動費の交付決定の通知は、様式第 9 号により行うものとする。

3 条例第 10 条の規定により準用される条例第 4 条第 3 項の規定による無所属議員に対する政務活動費の交付請求は、様式第 10 号により行うものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無所属議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、この書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

(情報の公開)

第 8 条 条例第 17 条に基づき、政務活動費の透明性を確保するため、条例第 15 条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を議会事務局に閲覧用として、その写しを備え付け、及び市議会ホームページに掲載し、公開するものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日議会規程第 1 号)

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の政務活動費から適用する。

附 則（令和3年9月15日議会規程第1号）

この規程は、令和3年9月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

会 派 名

代 表 者 名

会派に対する政務活動費交付申請書

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員

議 員 氏 名	加 入 年 月 日	脱 会 年 月 日

- 6 交付申請額 円  
( 年 月分～ 年 月分)

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年（ 年） 月 日

会派名  
代表者名 様

山陽小野田市長

会派に対する政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記  
のとおり決定しましたので、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例  
第4条第2項の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額 円  
（ 年 月分～ 年 月分）

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

会派名

代表者名

会派に対する政務活動費交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定のあった政務活動費の  
交付について、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第3項  
の規定により、下記のとおり請求します。

記

政務活動費請求額 円

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

会 派 名

代 表 者 名

会派に対する政務活動費交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった政務活動費について、下記のとおり変更がありましたので、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により申請します。

記

1 変更に係る議員

議 員 氏 名	加 入 年 月 日	脱 会 年 月 日

2 政務活動費の額

交付変更申請額	円
既交付決定額	円
差 引 額	円

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年（ 年） 月 日

会派名  
代表者名 様

山陽小野田市長

会派に対する政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付の変更について、下記のとおり決定しましたので、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により通知します。

記

交付変更決定額	円
既交付決定額	円
差 引 額	円



様式第 6 号（第 4 条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

会 派 名

代 表 者 名

会派に対する政務活動費変更交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定のあった政務活動費の変更交付について、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

政務活動費請求額 円

（参考）

交付変更決定額	円
既 交 付 額	円
差 引 額	円

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

会 派 名

代 表 者 名

会 派 変 更 届

年 月 日付で申請した事項に下記のとおり変更がありましたので、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により届け出ます。

記

1 変更内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者		
経 理 責 任 者		

2 変更年月日 年 月 日

様式第 8 号（第 6 条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

議員名

無所属議員に対する政務活動費交付申請書

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第 10 条により準用される同条例第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

交付申請額 円  
（ 年 月分～ 年 月分）

様式第9号（第6条関係）

第 号  
年（ 年） 月 日

議員名 様

山陽小野田市長

無所属議員に対する政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定しましたので、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により準用される同条例第4条第2項の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額 円  
（ 年 月分～ 年 月分）

様式第10号（第6条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

議員名

無所属議員に対する政務活動費交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定のあった政務活動費の  
交付について、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規  
定により準用される同条例第4条第3項の規定により、下記のとおり請求しま  
す。

記

政務活動費請求額 円

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第6条関係）

様式第10号（第6条関係）